

長野県告示第352号

長野県理学療法士及び作業療法士修学資金貸与規程（昭和53年長野県告示第328号）の一部を次のように改正します。

平成20年3月31日

長野県知事 村井 仁

第2条第2項中「並びに老人保健法（昭和57年法律第80号）第6条第4項に規定する老人保健施設、同法第18条に規定する機能訓練又は同法第19条に規定する」を「、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第25項に規定する介護老人保健施設並びに健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく機能訓練又は」に改める。

医療政策課

長野県告示第353号

長野県医学生修学資金貸与規程（昭和50年長野県告示第108号）の一部を次のように改正します。

平成20年3月31日

長野県知事 村井 仁

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この規程は、県内における医師の確保を図るため、将来県内のへき地医療機関、保健所又は公立病院若しくは公的病院等の医師として勤務しようとする者に対し、予算の範囲内で医学生修学資金（以下「修学資金」という。）を貸与することについて必要な事項を定めるものとする。

第2条中「ものとする」を「県内医療機関であつて、知事が指定するものをいう」に改め、同条第2号中「保健所条例（昭和39年長野県条例第34号）」を「地域保健法（昭和22年法律第101号）」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) その他知事が特に必要と認める医療機関（医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の規定による臨床研修又は3年を限度として知事が必要と認める医師の専門性に関する研修（以下「専門研修」という。）を受ける場合に限る。）

第6条第1号中「進学課程の1年次」を「入学1年目」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) その他知事が必要と認める書類

第7条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、連帯保証人は、独立して生計を営む成年者でなければならない。

第8条第1項中「のうえ」を「をし、」に改める。

第11条中「毎年」を「大学の在学期間においては、毎年」に改める。

第12条第3項中「前2項」を「第1項又は第2項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 前2項の規定により貸与を停止された者が、復学し、又は当該書類を提出した場合は、修学資金の貸与を再開する。

4 知事は、第1項又は第2項の規定により貸与を停止するときは長野県医学生修学資金貸与停止通知書（様式第6号）により、ま

た、前項の規定により貸与を再開したときは長野県医学生修学資金貸与再開通知書（様式第7号）により、その旨を本人に通知するものとする。

第13条第1項中「被貸与者が」の次に「大学の在学期間において」を加え、同条第2項中「ときは」の次に「、長野県医学生修学資金貸与取消通知書（様式第8号）により」を加える。

第14条を削る。

第15条の見出し中「免除」を「当然免除」に改め、同条第1項第1号を次のように改める。

(1) 医師の免許を取得し、直ちに知事が指定するへき地医療機関等における業務に従事（次に掲げる研修を受けることを含む。以下同じ。）し、当該従事した期間が、修学資金の貸与を受けた期間（以下「貸与期間」という。）の2分の3に相当する期間に達したとき。ただし、大学を卒業した日から起算して2年以内に医師の免許を取得した場合に限る。

ア 臨床研修のうち県内で受けるもの

イ 専門研修のうち県内で受けるもの

第15条第3項中「へき地医療機関等以外の病院での臨床研修」を「専門研修（第14条第1項第1号イに掲げる研修を除く。）」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「、第2項又は前項」を「又は第2項」に、「様式第6号」を「様式第9号」に改め、同項を同条第4項とし、同条を第14条とし、同条の次に次の1条を加える。

（返還）

第15条 被貸与者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、知事の指定する期日までに、貸与を受けた修学資金の額に、貸与を受けた日の翌日から当該各号に掲げる事由が生じた日までの日数に応じ年10パーセントの割合で計算した利息を加えた額の全部を返還しなければならない。

(1) 第13条第1項の規定による取り消しがあつたとき。

(2) 大学を卒業した日から2年以内に医師免許を取得しなかつたとき。

(3) 大学を卒業した後、直ちに知事が指定するへき地医療機関等における業務に従事しなかつたとき。

(4) 知事が指定するへき地医療機関等における業務に従事しなかつたとき。

(5) 大学を卒業した後、死亡したとき（前条第1項第2号該当を除く。）。

第18条第1項中「様式第8号」を「様式第11号」に改め、同条第5項中「第16条」を「第15条」に、「様式第9号」を「様式第12号」に改め、同条を第19条とし、第17条を第18条とする。

第16条第1項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 専門研修（第14条第1項第1号イに掲げる研修を除く。）を受けているとき。

(3) 災害、疾病その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難であると認められるとき。

第16条第1項第4号及び第5号を削り、同条第2項中「様式第7号」を「様式第10号」に改め、同条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

（返還債務の裁量免除）

第16条 知事は、被貸与者が死亡し、又は心身の故障その他やむを得ない理由により返還債務を履行することができなくなつた場合において、特に必要があると認めるときは、当該返還債務の全部又は一部を免除することができる。

2 第14条第4項の規定は、前項に規定する免除の場合に準用する。
第19条の次に次の1条を加える。

(補則)

第20条 この規程に定めるもののほか、修学資金の貸与に関し必要な事項は、別に定める。

様式第2号中「長野県のへき地医療機関等の医師として成業の見込みがありますので」を「知事が指定する長野県内の医療機関（へき地医療機関等）の業務に、医師として携わる見込みがありますので」に改める。

様式第4号中「堅く守ります」を「堅く守り、大学卒業後は2年以内に医師免許を取得し、直ちに知事が指定した医療機関（へき地医療機関等）における業務に従事し、当該従事した期間が、修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間以上勤務することを誓います。なお、同規程の規定により修学資金の返還事由を生じたときは、長野県知事の指定する期日までに確実に修学資金及びその利息を返還します」に改める。

様式第9号中「(第18条関係)」を「(第19条関係)」に改め、同様式を様式第12号とする。

様式第8号中「(第18条関係)」を「(第19条関係)」に改め、同様式を様式第11号とする。

様式第7号中「(第16条関係)」を「(第17条関係)」に改め、同様式を様式第10号とする。

様式第6号中「(第15条関係)」を「(第14条関係)」に改め、同様式を様式第9号とする。

様式第5号の次に次の3様式を加える。

(様式第6号) (第12条関係)

長野県医学生修学資金貸与停止通知

第 号
年 月 日

決定番号

住 所

氏 名

様

長野県知事

☑

長野県医学生修学資金貸与規程（昭和50年長野県告示第108号）第12条第 項の規定により、年 月 日付け 第 号で貸与決定した修学資金の貸与を停止します。

貸与を停止する時期	年 月分から
復学・停止の解除があった日の属する月以降分として貸与されたとみなされる貸与期間	年 月分から 年 月分まで
停止事由	

(様式第7号) (第12条関係)

長野県医学生修学資金貸与再開通知

第 号
年 月 日

決定番号

住 所

氏 名

様

長野県知事

☑

年 月 日付け 第 号で貸与を休止した長野県

医学生修学資金は、下記のとおり再開するので通知します。

貸与を再開する時期	年 月分から
復学・停止の解除があった日の属する月以降分として貸与されたとみなされる貸与期間	年 月分から 年 月分まで
再開事由	

(様式第8号) (第13条関係)

長野県医学生修学資金貸与取消通知

第 号
年 月 日

決定番号

住 所

氏 名

様

長野県知事

☑

長野県医学生修学資金貸与規程（昭和50年長野県告示第108号）第13条第 号の規定により、年 月 日付け 第 号で貸与決定した修学資金の貸与を取り消します。

附 則

この告示による改正後の長野県医学生修学資金貸与規程（以下「新規規程」という。）の規定は、平成20年4月1日以後に長野県医学生修学資金の貸与の決定があった者について適用し、同日前にへき地医療確保修学資金又は医学生修学資金の貸与決定があった者については、なお従前の例による。

ただし、平成18年4月1日から平成20年3月31日までに医学生修学資金の貸与の決定があった者が、平成20年9月30日までに新規規程の適用を申し出た場合は、この告示前の長野県医学生修学資金貸与規程の規定によりなされた決定その他の行為は、新規規程の相当規定に基づいてそれぞれなされたものとみなす。

医療政策課

長野県採用委員会告示第1号

長野県採用委員会運営規程（昭和54年長野県採用委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から施行します。

平成20年3月31日

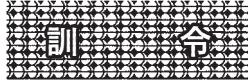
長野県採用委員会

第6条中「企画局企画課土地対策室」を「企画部企画課土地対策室」に改める。

第7条中「企画局企画課土地対策室」を「企画部企画課土地対策

室」に改め、同条第2号中「第51条の15第2項第7号」を「第4条の5第2項第7号」に改め、同条第3号中「第51条の15第2項第8号」を「第4条の5第2項第8号」に改める。

企画課土地対策室



長野県訓令第6号

本庁内部部局
現地機関

長野県文書規程(昭和44年長野県訓令第2号)の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から施行します。

平成20年3月31日

長野県知事 村井 仁

「第2節 起案等(第21条-第36条の4)	
第3節 県報掲載(第37条-第40条)	
第4節 官報報告(第41条・第42条)	を
第5節 保存等(第43条-第49条の2)	
第3章 本庁(第50条-第56条の2)	
第4章 所(第57条-第61条の2)	」
「第2節 収受及び配布(第21条-第28条)	
第3節 起案等(第29条-第39条)	
第4節 施行(第40条-第49条)	に、
第5節 県報掲載及び官報報告(第50条-第54条)	
第6節 整理及び保存(第55条-第61条)	」

「第5章」を「第3章」に改める。

第1条中「文書等」を「文書、図画及び電磁的記録(以下単に「文書」という。)」に改める。

第2条第1号を削り、同条第2号を同条第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (2) 所 組織規則に規定する現地機関をいう。
- 第2条第3号及び第4号を次のように改める。
- (3) 課 組織規則の規定により本庁に置かれる課(室を含む。)及び病院事業局並びに所に置かれる課をいう。
- (4) 課長 課の長(病院事業局にあっては、局長の指定する次長)をいう。

第2条第7号中「の長」の次に「(病院事業局にあっては、局長の指定する次長)」を加え、同条第8号中「あつては事務担当者」を「あつては、その事案を担当する分掌組織」に改め、同条第13号を同条第16号とし、同条第12号中「あつて」を「あつて」に、同号のA中「行った」を「行った」に改め、同号を同条第15号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (13) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識できない方式で作られた記録をいう。
- (14) 文書管理システム 電子計算機を利用して、文書の収受、起案、決裁、保存、廃棄その他文書に関する事務の処理を行うための情報システムをいう。

第2条第11号を同条第12号とし、同条第10号を削り、同条第9号を同条第11号とし、同条第8号の次に次の2号を加える。

- (9) 主務課長 主務課の長(課が置かれていない所にある場合は、その事案を担当する分掌組織の長)をいう。
- (10) 文書主管課長 情報公開・私学課長をいう。
- 第2条に次の5号を加える。
- (17) 総合行政ネットワーク文書の受信及び送信を行うものとして別に定めるところにより指定された課長 いう。
- (18) 電子申請 長野県行政手続等における情報通信の技術の利用・届出システム この条において「行政手続オンライン化条例」という。)に基づく事務の処理を行うための情報システムをいう。
- (19) 電子申請 行政手続オンライン化条例第2条第6号に規定する申請等を記録した電磁的記録をいう。
- (20) 電子処分 行政手続オンライン化条例第2条第7号に規定する処分通知等を記録した電磁的記録をいう。
- (21) 電子申請等担当課 電子申請等文書の受信又は電子処分通知等文書の送信を行うものとして別に定めるところにより指定された課をいう。

第4条を削る。

第3条中「課長」を「本庁の課長」に、「文書等」を「文書」に、「(以下「文書事務」という。)が正確、かつ、迅速に」を「が、正確かつ迅速に、及び適正に」に、「ように」を「よう」に改め、同条に次の1項を加える。

2 主管課長並びに所長及び主務課長は、文書に関する事務を、文書分類表(様式第1号)その他この規程に定めるところに従い、適正に処理し、及び管理しなければならない。

第3条を第4条とする。

第2条の2の見出し中「文書等」を「文書」に改め、同条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「文書等」を「文書」に改め、「の作成を」を「を作成」に改め、同条第1号中「文書等」を「文書」に改め、同条を第3条とする。

第5条の見出し中「情報公開・法務課長」を「文書主管課長」に改め、同条中「情報公開・法務課長」を「文書主管課長」に、「文書事務」を「文書に関する事務」に、「従つて」を「従つて」に改める。

第6条第2項を次のように改める。

2 前項の場合において、地方事務所その他その規模、業務内容等を勘案して別に定める所(以下「地方事務所等」という。)にあっては、主務課ごとに文書主任を置くものとする。

第6条に次の1項を加える。

3 文書主任は、本庁にあっては主管課において庶務を担当する課長補佐又はこれに相当する職にある者で課長が指定する職員をもって充て、所にある場合は所の庶務に関する事務を担当する課において当該事務を担当する課長補佐(地方事務所等にあっては、主務課において庶務を担当する課長補佐)又はこれに相当する職にある者で所長が指定する職員をもって充てる。

第7条中「の各号」を削り、同条第1号中「文書等」を「文書」